

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

JAL事件

5/23 東京都労働委員会(第3回あっせん)報告

「話し合いで解決したい」と言いながら 裏切りともいえる**ゼロ回答!**

5月23日、都労委において、JAL事件の「優先雇用事件」に係る第3回「あっせん」が行われました。1/18の都労委で会社が「『あっせん』により解決したい」旨を表明し、当日は、3/19に組合が示した「解決案」に対し、会社が回答を示すことになっていました。

会社は「新体制になり検討に時間を要する」として2ヶ月以上猶予をあけての回答でしたが、その回答（裏面参照）は、これまでの主張を繰り返すだけの内容で、解決する気があるのかはなはだ疑問です。組合としてこの回答は到底受け入れられるものではありませんが、次回期日に組合から対応を示すことになりました。

組合側からの発言内容



山口委員長「一步も動いていない内容に怒りを覚える。安全上のトラブル続きで問題が山積み。役員一新は政策見直しのチャンスだが、経営体質が何も変わっていない。早く争議を解決し、一体となって安全運航に邁進することが必要。粘り強く取り組む」

指宿代理人「ゼロ回答だが、一旦持ち帰り今後の対応を検討し次回に示したい」

岡田代理人「あっせんを受ける際、社内で議論をし、第三者機関の力を借りて解決を考えようと判断されたはず。解決の気があるなら、前向きに対応をお願いしたい」

労働委員会での確認内容 次回「あっせん」期日 8月28日(水)10:00

- 組合は会社回答を持ち帰り、次回組合としての対応を会社側に伝える
- その上で、和解に向け尽力できるのか、命令を出さざるを得ない状況かになる。距離が埋まらず和解が難しいとなれば、「優先雇用事件」は「あっせん」を終了し、不当労働行為事件として審査を続けるのか話をしていく
- その場合、国交省事件は結審日を決めて命令に進む。JAL事件の先行3事件（団交拒否・組合差別等）は審問記録を精査して法的判断をする方向に向け準備はしている

5月23日 会社が示した「回答(メモ)」

2024年5月23日

日本航空株式会社

「解雇争議解決に向けての具体的要求」に対する回答(メモ)

1. 「反省と謝罪」について

会社更生手続きの実施に伴い、整理解雇による被解雇者を含め、多くの関係先、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことは認識しています。また、建設的・安定的な労使関係が企業運営の基本にあるという認識に変わりなく、今後とも労使の信頼関係の維持・向上に努めてまいります。

2. 「職場復帰」について

これまでお伝えしているとおり、経営破たん時に特別早期退職者と希望退職者に付した「グループ内再就職禁止」の条件を2018年に撤廃し、グループ各社の全職種において経験者を募集する場合は、特別早期退職者と希望退職者の応募・再就職を可能とし、被整理解雇者の方々も同様としています。

3. 「解決金」について

これまでもお示しているとおり、整理解雇の有効性は最高裁で確定していること等から、組合に対して「解決金」を支払う考えはありません。

4. 会社の提案について

2022年6月23日に提示している業務委託による解雇争議の全面解決に向けた提案について、組合の理解を求めます。

以上